

令和5年度 いじめ防止対策プログラム 全体計画

加古川市立上荘小学校

□基本理念

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものであるという認識のもと、どの児童も安心して登校できる学校づくりに取り組む。いじめは、児童の心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼし、不登校や生命に関わるような大きな事件を引き起こす背景ともなる深刻な人権課題である。いじめの未然防止、早期発見、早期対応を基盤に、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域、その他の関係機関等との連携を図りながら対策を行う。

□基本目標

生命と人権を尊重する精神と自尊感情の育成を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。

□行動目標

- ①職員会議等において共通理解を図るとともに、「チーム学校」として組織的な推進体制を充実させる。また、研修を通して教職員等の資質向上に努める。
- ②いじめ問題等の未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を推進する。
- ③学校、家庭、地域、その他の関係機関等との連携を図り、迅速且つ適正な初動体制の構築を図る。

□基本構想

<p>・家庭地域啓発等 ・職員研修 ・職員会議等 ・推進体制</p>	<p>①職員会議で、基本方針、全体計画、年間計画を共通理解する ②PDCA サイクルにより、7月・12月・3月に学期毎のいじめ対策を検証する ③「いじめ対策委員会」…いじめ防止に特化し、いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、教育相談コーディネーター、生徒指導、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる「いじめ対策委員会」を月1回開催する ④「生活指導推進委員会」…管理職、生徒指導、その他関係職員で組織し、学期はじめに定例会を行い、いじめアンケートの分析、いじめ防止のための対策、情報を発信する</p>
<p>未然防止に向けた取組</p>	<p><u>互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり</u> ①全ての児童が参加・活躍できる「わかる授業」づくり ②授業における学習規律の確立 ・チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等の指導の徹底 ③「居場所づくり」を重視した学級活動、学年・学校行事の実施 ・多様な考えを認め合える学級づくり ④「絆づくり」を育む学級活動、学年・学校行事の実施 ⑤「自己有用感を育む学級活動、学年・学校行事・縦割り班活動の実施 ⑥子どもたちの主体的な活動、支え合いを体験する場の設定 ・「いじめ防止啓発月間」(9月)に児童会活動等での啓発運動の実施 ⑦いじめ問題について児童が「主体的」に考え解決しようとする取組の推進</p> <p><u>命や人権を尊重する態度、豊かな心の育成</u> ①人権教育の充実 ・学校生活の中から、児童と共に人権を考える取組の充実 ②道徳教育の充実 ・教科書等を利用し、発達段階に応じた教材によるいじめ防止の学習</p> <p><u>家庭や地域への働きかけ</u> ①学校園連携ユニットによる地域連携と見守り活動の充実 ・学校運営協議会等を通じた連携・協働 ・児童クラブ等学校外施設との情報共有 ・インターネット利用について、家庭と連携して児童の実態把握の実施 ②いじめ防止、子ども SOS 発見チェックリスト等の啓発チラシの活用 ③家庭や地域への情報発信の推進 ・学校ホームページやスクリーンを活用した情報発信</p>
<p>早期発見・早期対応に向けた取組</p>	<p>①「いじめ防止・対応マニュアル」に沿ったチーム学校による組織的な対応を行う ②「学校生活に関するアンケート」(アセス)を年2回(1回目:1学期中、2回目:2学期中)実施し、支援策まで確実に実施する ③「心の相談アンケート」を年2回(1回目:1学期中、2回目:2学期中)実施し、子どもの実態を把握する ④教育相談週間を年2回実施する。また、実施に当たっては「心の相談アンケート」及び「学校生活に関するアンケート」の結果を活用するなど質の向上を図る ⑤子ども向け相談行動促進(自殺予防教育)リーフレットを活用することにより、悩んだ時に一人で抱え込むのではなく、子ども自ら相談行動に結びつける ⑥些細なトラブルであっても、正確かつ積極的にいじめを認知し、組織的な対応を速やかに行う ・いじめ問題が発覚した場合は、全教職員で情報を共有し、対応を協議する ・情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、対応を協議する ・いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる ・見て見ぬふりをする児童等には、いじめている側と同じ立場であることを指導する ・SC・SSW と連携を取り、情報を共有する ⑦いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める ⑧いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める</p>